

社会福祉法人東萌会

役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人東萌会の役員等の報酬について定めたものである。

第2条 役員等の報酬支給対象者は、評議員、理事、監事及び第三者委員とする。

第3条 前条の報酬支給は、法人業務にあたった場合に、別表に定める額を支給する。

第4条 前条に定める額の内、理事及び監事に対して支給する報酬は、各年度の総額が合計50万円を超えない範囲とする。

第5条 第3条に定める報酬とは別に、役員等が法人業務に携わった時の交通費、通信費、雑費等の諸経費については実費を支給することができる。

第6条 この規程を変更しようとするときは評議員会の承認を受けなければならない。

附 則

1 この規程は平成29年4月1日より実施する。

別表

| 役 職 | 支給額 |
|-------|-----------|
| 評 議 員 | 1日につき1万円 |
| 理 事 | 1日につき1万円 |
| 監 事 | 1日につき1万円 |
| 第三者委員 | 1案件につき1万円 |